水戸市空き家バンク制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市内における空き家又は空き地(以下「空き家等」という。)の有効活用を通して、周囲へ悪影響を及ぼす空き家等の発生抑制、良好な住環境の確保並びに移住・定住の促進及び地域活性化を図るために実施する空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 空き家 個人が所有し、現に使用していない(おおむね半年以内に使用しなくなる予定の場合を含む。)市内に存在する建物及びその敷地等をいう。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 賃貸,分譲等を目的としている建物
 - イ 宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に 規定する宅地建物取引業者をいう。)が同条第2号に規定する宅地建物取引業として 媒介又は代理の対象としている建物
 - ウ 著しく保安上危険がある建物,著しく衛生上有害である建物,著しく景観を損なっている建物その他周囲へ悪影響を及ぼしている建物
 - エ 水戸市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が所有している建物
 - (2) 空き地 個人が所有し、現に使用していない(おおむね半年以内に使用しなくなる予定のものを含む。)市内に存在する土地をいう。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 居住を目的とした建物を建築することができない土地
 - イ 分譲を目的として整備された土地
 - ウ 宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に 規定する宅地建物取引業者をいう。)が同条第2号に規定する宅地建物取引業として 媒介又は代理の対象としている土地
 - エ 著しく保安上危険がある土地、著しく衛生上有害である土地、著しく景観を損なっている土地その他周囲へ悪影響を及ぼしている土地
 - オ 暴力団員等が所有している土地
 - (3) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売却又は賃貸を 行うことができる者をいう。
 - (4) 全国版バンク 国土交通省が実施する全国版空き家・空き地バンクをいう。
 - (5) 空き家バンク制度 空き家等の所有者等から申込のあった空き家等に関する情報を市 に登録するとともに、全国版バンクに登録し、空き家等の利用を希望する者に紹介する 制度をいう。
 - (6) 宅地建物取引業団体 市が空き家バンクを円滑に運営するための協定を締結する団体 をいう。
 - (7) 媒介業者 第4条第3項の規定により空き家バンク制度に登録された空き家等の媒介をする者として決定された宅地建物取引業者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要領は、空き家バンク制度以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家バンク制度への登録等)

- 第4条 空き家バンク制度に空き家等の登録をしようとする所有者等(以下「物件登録申込者」という。)は、水戸市空き家バンク物件登録申込書(様式第1号)及び水戸市空き家バンク物件登録カード(様式第2号)に同意書等を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による登録の申込があったときは、その内容を確認し宅地建物取引業団体に媒介業者の推薦を依頼し、媒介業者が決定したときは水戸市空き家バンク媒介業者決定通知書(様式第3号)により物件登録申込者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による通知を受けた者が当該媒介業者と媒介契約を締結したときは、当該空き家等を空き家バンク制度に登録するとともに、水戸市空き家バンク物件登録完了通知書(様式第4号)(以下「登録完了通知」という。)により物件登録申込者に通知するものとする。
- 4 空き家バンク制度の登録期間は、登録日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。ただし、登録期間の満了日以前に空き家バンク制度が終了する場合は、空き家バンク制度の終了日を登録期間の最終日とする。

(空き家等に係る登録事項の変更)

- 第5条 登録完了通知を受けた者(以下「物件登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、水戸市空き家バンク物件登録事項変更届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受け、空き家等の登録事項を変更したときは、水戸市 空き家バンク物件登録事項変更通知書(様式第6号)により物件登録者に通知するものと する。

(空き家バンク制度登録期間延長)

- 第6条 物件登録者は、空き家バンク物件登録期間満了後も引き続き登録を希望するときは、第4条第4項に規定する登録期間の満了する日の30日前までに、水戸市空き家バンク物件登録期間延長申出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による延長期間は2年間とする。ただし、延長回数は制限しない。また、延 長された登録期間の満了日以前に空き家バンク制度が終了する場合は、空き家バンク制 度の終了日を登録期間の最終日とする。
- 3 市長は、第1項の規定による申出により物件登録期間を延長したときは、水戸市空き家 バンク物件登録期間延長通知書(様式第8号)により当該物件登録者に通知するものとす る。

(空き家バンク制度の登録の抹消)

- 第7条 物件登録者は、物件の登録を抹消したいときは、水戸市空き家バンク物件登録抹消 届出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、物件の登録を抹消するとともに、水戸市空き家バンク物件登録抹消通知書(様式第10号)により当該登録者に通知するものとする。
 - (1) 偽りその他不正の手段により登録したことが判明したとき。
 - (2) 当該空き家等に係る所有権等に異動があったとき。
 - (3) 第4条第4項に規定する空き家バンク制度の登録期間を満了したとき。
 - (4) 第15条第2項の規定による報告書によって、売買又は貸借契約締結の事実が確認できたとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(全国版バンクの登録内容)

- 第8条 市長は、次に掲げる事項を全国版バンクに登録するものとする。
 - (1) 物件登録番号
 - (2) 登録区分
 - (3) 所在地(字及び地番を除く。)
 - (4) 希望価格

- (5) 位置図 (所有者等が希望した場合に限る。)
- (6) 写真
- (7) 空き家等概要(面積,構造,建築年,間取り,補修の要否,補修の費用負担)
- (8) 利用状況
- (9) 設備状況
- (10)主要施設への距離
- (11)特記事項がある場合は、その内容

(利用申込要件)

- 第9条 空き家バンク制度に登録された情報を利用し、空き家等の購入又は賃借をしようとする者(以下「利用登録希望者」という。)は、空き家等に定住し、又は定期的に滞在し、かつ、地域住民と協調して生活する意思のある者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、申請をすることができない。
 - (1) 空き家等の転売及び転貸を目的とする者
 - (2) 暴力団員等
 - (3) その他市長が不適当と認める者

(利用登録等)

- 第10条 利用登録希望者は、水戸市空き家バンク利用登録申込書(様式第11号)及び誓約 書兼同意書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申込について、その内容を確認の上、前条の規定による要件を満たす者であると認めるときは、当該利用申込者を空き家バンクに登録するものとする。
- 3 前項の規定による登録期間は、登録日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。ただし、登録期間の満了日以前に空き家バンク制度が終了する場合は、空き家バンク制度の終了日を登録期間の最終日とする。
- 4 市長は、前項の規定により登録した時は、水戸市空き家バンク利用登録通知書(様式第 13 号)により当該利用申込者に通知するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更)

- 第11条 利用登録通知を受けたもの(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、水戸市空き家バンク利用登録変更届出書(様式第14号)を、遅滞なく市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受け、利用登録の登録事項を変更したときは、水戸市 空き家バンク利用登録変更通知書(様式第15号)により当該利用登録者に通知するもの とする。

(利用登録者の登録の抹消)

- 第12条 利用登録者は、当該登録を抹消しようとするときは、水戸市空き家バンク利用登録抹消届出書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定するもののほか、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクから登録を抹消するとともに、水戸市空き家バンク利用登録抹消通知書 (様式第17号)により当該利用登録者に通知するものとする。
 - (1) 物件を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。
 - (2) 空き家バンク利用登録申込書の内容に虚偽があったとき。
 - (3) 利用登録の満了日を経過しても、登録期間の延長の申請がなかったとき。
 - (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(利用登録期間の延長)

- 第13条 利用登録者は、空き家バンク登録期間満了後も引き続き利用登録を希望する場合は、登録期間の満了する日の30日前までに、水戸市空き家バンク利用登録期間延長申出書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による延長期間は2年間とする。ただし、延長回数は制限しない。

3 市長は、第1項の規定による申出により利用登録期間を延長したときは、水戸市空き家 バンク利用登録期間延長通知書(様式第19号)により当該利用登録者に通知するものと する。

(希望物件の交渉申込)

- 第14条 利用登録者は、希望する物件の交渉をしたいときは、媒介業者に申込むものとする。
- 2 希望物件の交渉は、同時に複数の物件に対して行ってはならない。

(登録物件に関する交渉等)

- 第15条 前条の規定による申込を受けた媒介業者は、遅滞なく利用登録者と交渉を行い、その結果については、速やかに所属する宅地建物取引業団体に報告しなければならない。
- 2 前項の報告を受けた宅地建物取引業団体は、水戸市空き家バンク物件交渉結果報告書 (様式第20号) により速やかに市長に報告するものとする。
- 3 市長は、物件登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買又は賃貸借の契約 については、直接これに関与しないものとする。
- 4 空き家バンク制度に係る交渉に関する一切のトラブル等については、物件登録者、利用登録者又は媒介業者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第16条 物件登録者及び利用登録者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、 次の各号に定める事項に留意のうえ適正に取扱うものとし、この登録が解除された後にお いても同様とする。
 - (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
 - (2) 個人情報をき損又は滅失することのないよう適正に管理すること。
 - (3) 空き家バンク制度から取得した個人情報を本制度に関係しない目的で複写又は複製してはならないこと。
 - (4) 空き家バンク制度から取得した個人情報を保有する必要がなくなったときは、適切に 廃棄すること。

付 則

この要領は、令和5年1月18日から施行する。

水戸市長様

住 所 氏 名

水戸市空き家バンク物件登録申込書

水戸市空き家バンク制度に、空き家等を登録したいので、次のとおり申込みます。

1 登録内容 水戸市空き家バンク物件登録カード(様式第2号)のとおり

- 2 媒介業者(どちらか一方の□にチェックを入れて下さい。)
 - □ 公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会へ媒介業者の選定を依頼します。
 - □ 公益社団法人 全日本不動産協会茨城県本部へ媒介業者の選定を依頼します。
- 3 誓約事項(□にチェックを入れて下さい。)
 - □ 水戸市暴力団排除条例(平成24年水戸市条例第2号)第2条第2号に規定する 暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者でないことを誓約します。
- 4 添付書類
 - 案内図
 - ・間取り図
 - · 登記事項証明書
 - ・同意書(別紙)

(相続登記未済の場合)

- 戸籍謄本
- ・その他(相続権者全員の同意書等)

(共有の場合)

・共有者全員の同意書

(申込者が所有者と異なる場合)

• 委任状

同 意 書

水戸市長

様

私は、水戸市空き家バンク制度に物件の登録を申込むにあたり、下記の内容に同意します。

記

- 1 水戸市空き家バンクに登録した情報(以下「空き家情報」という。)のすべてを市が宅地建物取引業団体及び媒介業者に提供すること。
- 2 登録申込された物件について詳細調査(立入調査,写真撮影,物件の確認に必要な調査すべて)を,水戸市が依頼し宅地建物取引業団体が選定した媒介業者が実施すること。
- 3 媒介業者が詳細調査した結果すべてを水戸市に提供すること。
- 4 空き家情報(所有者に関する情報を除く。)及び媒介業者が撮影した物件の写真を広く 一般に公開すること。
- 5 媒介業者が契約を進める際、相手方に空き家情報を提供すること。
- 6 宅地建物取引業法第46条第1項の規定に基づく額の報酬を媒介業者に支払うこと。
- 7 物件の売買又は賃貸借の交渉並びに契約及び契約成立後の問題等について,市は一切 関与しないこと。
- 8 登録申込以降の手続き等は、水戸市空き家バンク制度実施要領の規定によること。
- 9 暴力団員等であるか否かの確認のため、茨城県警察本部長に照会されること。

年 月 日

住 所

ふりがな

氏 名(署名)

生年月日

水戸市空き家バンク物件登録カード

太枠内のみ記入してください。(登録事項変更の場合は変更箇所のみ記入してください。)

物件登録 番号				登録	区分]売却	* ^	□ ペット(□可・	賃貸 □屋外	可・□不可)	□交	涉次第	
物件所有		(〒 −)				<u> </u>	7•\	<u> </u>		3 2 1 37			
所有者		住 所	(〒	_)									
		氏 名							電 話		_			
				. 🗆	代理人	(委	任状必要	₹) }	※所有者との	関係()		
登録手編	法土	住 所	(〒	_)									
亞	砂心 目	氏 名							電話		_	_		
		メール							FAX					
希望価格		□ 売却						万円	□賃貸				万円/月	
		面	積			構	造		建築年			年築		
空	土地			m^2	口木	造			補修の	要否	補値	をの費用]負担	
上き会	建	1 階		m^2			t骨造 コンクリー	. 1	□補修は不要 □多少の補修必要		□所有	□所有者負担		
等	物	2 階		m^2	日子			- J			口入居	□入居者負担		
空き家等の概要		間取り)	□大幅な補修必要 □現在補修中		(□その他 ()		
要	建			白	E. J	月	 日							
		等の取得状況	• 1	年月			F			えい。				
使用状	汁況	□管理中(年から)		□使月	用中						
	水道	□上水道(加入可能) □地下			下水	□その他()			
	下水道	□公共下水	く道 (接続済	接続可能) □浄化槽			匕槽	□その他()			
	電気						□その他()							
設備状況	ガ	 □ □都市ガス				□プロパンガス □その他()		
況	ス駐車場	□有(台)							物置			無		
	庭	□有()	□無				臣						
	その他													
		市役所等					km	口中	7学校		\		km	
主要	;	(病院					km		7)		km	
要施設		(保育所))			(□バス停)		km	
への距離		(<u> </u>))			km 口商業施設等)		km		
離		<u>(</u> 小学校)			km	(園)		km	
		(抵当権	の設定)		左	□無	(相続登記の	心更) □有			
特記事項		所有権その他		更					変更年月		年	 月	月	
		建築基準法」				П	 □満た	す	<u> </u>					
		· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /		1/1				. /	- LINTE C			-		
									ī					
申込			年	月		日	現地確認				年	月	日	
登録日			年	月		日	登録期限			年		月	<u></u>	
登録消除日			年	月		日	□契約局	艾立	□登録抹消	í 🗆 -	その他()	

[※]抵当権及び相続登記の必要がある場合は、特記事項へ記載してください。

なお、記載漏れにより瑕疵担保責任が生じた場合、水戸市は一切の責任を負いかねます。

様

水戸市長

水戸市空き家バンク媒介業者決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった水戸市空き家バンクへの登録について、下記のとおり媒介業者が決定したので、水戸市空き家バンク制度実施要領第4条第2項の規定により通知いたします。

記

- 1 免 許 番 号:
- 2 商号又は名称:
- 3 代表者名:
- 4 事務所所在地:
- 5 電 話 番 号:
- 6 その他特記事項:

様

水戸市長

水戸市空き家バンク物件登録完了通知書

水戸市空き家バンク制度実施要領第4条第3項の規定により、下記のとおり水戸市空き 家バンク制度への登録が完了したので通知いたします。

記

1 物件登録番号:

2 登 録 日: 年 月 日

3 有 効 期 限: 年 月 日

4 登録内容: 水戸市空き家バンク物件登録カード(様式第2号)のとおり

水戸市長様

住 所 氏 名

水戸市空き家バンク物件登録事項変更届出書

水戸市空き家バンク制度に登録されている事項に変更がありましたので届出ます。

- 1 物件登録番号:
- 2 登 録 日: 年 月 日
- 3 変 更 内 容:
- 4 添付書類:
 - ・水戸市空き家バンク制度登録カード(様式第2号)
 - ・登記事項証明書(登記事項に変更があった場合のみ)
 - ・その他市長が必要と認める書類

様

水戸市長

水戸市空き家バンク物件登録事項変更通知書

年 月 日付けで届出のあった水戸市空き家バンク物件登録事項について、次のとおり変更が完了したので、水戸市空き家バンク制度実施要領第5条第2項の規定により通知します。

- 1 物件登録番号:
- 2 変 更 完 了 日: 年 月 日
- 3 変更後の登録内容: 水戸市空き家バンク物件登録カード(様式第2号)のとおり

年 月 日

水戸市長様

住 所 氏 名

水戸市空き家バンク物件登録期間延長申出書

水戸市空き家バンク制度へ物件登録期間を2年間延長したいので申出ます。

1 物件登録番号:

(注)

- ・所有権者の異動があった場合は、新たな所有者等による新規登録申込が必要となり ます。
- ・この延長申出書を提出されない場合は、水戸市空き家バンク利用登録完了通知書に ある有効期限をもって自動的に登録が抹消されます。

様

水戸市長

水戸市空き家バンク物件登録期間延長通知書

年 月 日付けで申出のあった水戸市空き家バンク物件登録期間の延長について、次のとおり登録期間を延長したので、水戸市空き家バンク制度実施要領第6条第3項の規定により通知します。

- 1 物件登録番号:
- 2 有 効 期 限: 年 月 日

水戸市長様

住 所 氏 名

水戸市空き家バンク物件登録抹消届出書

水戸市空き家バンク制度の登録を抹消したいので届出ます。

1 物件登録番号:

2 登 録 日: 年 月 日

3 抹消理由:

第号年月日

様

水戸市長

水戸市空き家バンク物件登録抹消通知書

水戸市空き家バンク制度実施要領第7条の規定に基づき、下記理由により水戸市空き家 バンク制度への登録を抹消したので通知します。

記

- 1 物件登録番号:
- 2 抹消理由:

水戸市長 様

〒 - 住 所 氏 名 電話番号 F A X E-mail

水戸市空き家バンク利用登録申込書

水戸市空き家バンク制度実施要領に定める趣旨を理解し、利用登録に係る個人情報について、物件登録者及び物件登録者が媒介を依頼する宅地建物取引業団体へ提供することに同意し、誓約書兼同意書(様式第12号)を添えて、水戸市空き家バンクへ利用登録を申込みます。

購入又は賃貸の別 及び希望価格	□購入□賃借	希望価格 希望価格	円 円 <i>/</i> 月
希望条件等			

(注) 個人情報の保護について

この申込により登録された個人情報は、水戸市空き家バンク制度実施要領第16条の規 定に基づいて取り扱い、本事業の目的以外には使用いたしません。

茨城県で委託業者に依頼し、空き家バンクを通じて流通した住宅の実態調査を行います。調査のため個人情報の提供に同意いただける場合は、チェックを入れてください。

□ 実態調査のため、個人情報の提供に同意します。

誓約書 兼 同意書

水戸市長

様

私は、水戸市空き家バンクへの利用登録を申込むにあたり、下記の事項について誓約 します。

記

- 1 水戸市空き家バンクの利用を通じて得られた情報について、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的には利用しないこと。
- 2 水戸市空き家バンクの利用を通じて、空き家等を利用することとなったときは、空き家等に定住し、又は定期的に滞在し、かつ、地域住民と協調して生活すること。
- 3 空き家等の転売及び転貸を目的として水戸市空き家バンクを利用しないこと。
- 4 物件の契約交渉及び契約成立後の問題等に関しては,「物件登録者」,「利用登録者」,「媒介業者」間で解決すること。
- 5 水戸市暴力団排除条例(平成24年水戸市条例第2号)第2条第2号に規定する暴力 団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

また、暴力団員等であるか否かの確認のため、茨城県警察本部長に照会されることに同 意します。

年 月 日

住 所

ふりがな

氏 名(署名)

生年月日

様

水戸市長

水戸市空き家バンク利用登録通知書

年 月 日付けで申込のあった水戸市空き家バンク利用登録について、次のとおり登録が完了したので、水戸市空き家バンク制度実施要領第10条第4項の規定により通知します。

- 1 利用登録番号:
- 2 利用登録内容:水戸市空き家バンクの利用
- 3 登 録 日: 年 月 日
- 4 有 効 期 限: 年 月 日

(注)

- (1) 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに登録変更手続きを行ってください。
- (2) 水戸市空き家バンク制度実施要領第12条第2項のいずれかに該当する場合は、利用登録を抹消します。
- (3) この通知書は、希望物件の交渉申込の際に必要となりますので、大切に保管してください。

水戸市長 様

住 所 氏 名

水戸市空き家バンク利用登録変更届出書

水戸市空き家バンク利用登録内容を次のとおり変更したいので届出ます。

- 1 利用登録番号:
- 2 変更後の登録内容:下記のとおり

(注) すべて記入し,変更箇所は朱書きしてください。

	ふりがな	
	氏名	
利用登録者	住所	〒 −
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
購入又は賃貸の別 及び希望価格		希望価格 円 希望価格 円/月
希望条件等		

様

水戸市長

水戸市空き家バンク利用登録変更通知書

年 月 日付けで届出のあった水戸市空き家バンク利用登録変更について、次のとおり登録内容の変更が完了したので、水戸市空き家バンク制度実施要領第11条第2項の規定により通知します。

- 1 利用登録番号:
- 2 変 更 完 了 日: 年 月 日
- 3 変更後の登録内容:下記のとおり

	> 10 28 25	
	ふりがな	
	氏名	
利用登録者	住所	〒 一
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
購入又は賃貸の別	□購入	希望価格
及び希望価格	□賃借	希望価格 円/月
希望条件等		

水戸市長 様

住 所 氏 名

水戸市空き家バンク利用登録抹消届出書

水戸市空き家バンク利用登録を抹消したいので届出ます。

- 1 利用登録番号:
- 2 届出の理由:
- (注) この届出を受け付けた日が登録の抹消日となります。

様

水戸市長

水戸市空き家バンク利用登録抹消通知書

水戸市空き家バンクの利用登録について、次のとおり登録を抹消したので、水戸市空き家バンク制度実施要領第12条第2項の規定により通知します。

- 1 利用登録番号:
- 2 抹 消 日: 年 月 日
- 3 抹消理由:

水戸市長 様

住 所 名

水戸市空き家バンク利用登録期間延長申出書

水戸市空き家バンク利用登録の登録期間を2年間延長したいので申出ます。

- 1 利用登録番号:
- (注) この延長申出書を提出されない場合は、水戸市空き家バンク利用登録完了通知書 にある有効期限をもって自動的に登録が抹消されます。

様

水戸市長

水戸市空き家バンク利用登録期間延長通知書

年 月 日付けで申出のあった水戸市空き家バンク利用登録期間の延長について、次のとおり登録期間を延長したので、水戸市空き家バンク制度実施要領第13条第3項の規定により通知します。

- 1 利用登録番号:
- 2 有 効 期 限: 年 月 日

水戸市長様

公益社団法人 〇〇〇〇 代表者

水戸市空き家バンク物件交渉結果報告書

水戸市空き家バンク物件の交渉結果について、水戸市空き家バンク制度実施要領第15 条第2項の規定により報告します。

物件登録番号									
所在地									
	□売却	売却額			円				
売却又は賃貸	□賃貸	賃 料 契約期間	年	月	円/ 日~		月	ļ	∃
成立可否	□成立	· □不成立		契約締結	日	年	Ĕ,	月	日
不成立理由									
物件登録者	(住所) (氏名)								
利用登録者	(住所) (氏名)								
媒介(仲介)した不動産業者	(商 号 (代表者名 (住 所 (電話番号)							
備考									